

個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

（対照表）※改正箇所の商品番号等は、改正前の該当箇所を指す。

改正箇所	改正前	改正後
【改正等履歴】	（記載なし）	<u>令和6年12月 政令及び規則改正に係る改正内容（令和6年12月2日施行に係るもの）を反映したほか所要の修正を行った。</u>
【凡例】注)	その他の法令に係る条文は、 <u>令和6年4月1日時点の条番号を示すものとする。</u>	その他の法令に係る条文は、 <u>令和6年12月2日時点の条番号を示すものとする。</u>
3-1-1(1)① 表中	<u>社会保障制度改革推進本部 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）第7条</u>	<u>健康・医療戦略推進本部 健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）第20条</u>
3-1-1(1)① 表中	<u>新型インフルエンザ等対策推進会議 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の2</u>	<u>国際博覧会推進本部 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）第2条</u>
3-1-1(1)① 表中	<u>国際博覧会推進本部 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）第2条</u>	<u>新型インフルエンザ等対策推進会議 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の2</u>
3-1-1(1)① 表中	（記載なし）	<u>船舶活用医療推進本部 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年法律第79号）第7条</u>
3-1-1(1)① 表中	（記載なし）	<u>認知症施策推進本部 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第26条</u>
3-1-1(1)①	注) 以上は令和6年4月1日時	注) 以上は令和6年11月27日

表注)	点において存続するもの	時点において存続するもの
3-2-2 政令第1条	<p>(3) <u>国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号</u></p> <p>(4) <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号</u></p> <p>(5) <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード</u></p> <p>(6) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号</u></p> <p>(7) <u>次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</u></p> <p>イ <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証</u></p> <p>ロ <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証</u></p> <p>ハ <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証</u></p> <p>(8) <u>その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</u></p>	<p>(3) <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等</u></p> <p>(4) <u>国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号</u></p> <p>(5) <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号</u></p> <p>(6) <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード</u></p> <p>(7) <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等</u></p> <p>(8) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</u></p> <p>(9) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号</u></p> <p>(10) <u>その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</u></p>
3-2-2	<u>令第1条第7号の個人情報保護</u>	<u>令第1条第8号の個人情報保護</u>

規則第 3 条	<p>委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、<u>次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>令第 1 条第 7 号イに掲げる証明書 国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) 第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号</u></p> <p>(2) <u>令第 1 条第 7 号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) 第 161 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号</u></p> <p>(3) <u>令第 1 条第 7 号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号</u></p>	<p>委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、<u>同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。</u></p>
3-2-2 規則第 4 条	<p><u>令第 1 条第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする</u></p>	<p><u>令第 1 条第 10 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</u></p>
3-2-2 規則第 4 条	<p>(5) <u>私立学校教職員共済法 (昭和 28 年法律第 245 号) 第 45 条第 1 項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号</u></p> <p>(6) <u>国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号) 第 112 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(7) <u>地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) 第 144 条の 24 の 2 第 1 項に</u></p>	<p>(5) <u>私立学校教職員共済法 (昭和 28 年法律第 245 号) 第 45 条第 1 項に規定する加入者等記号・番号等</u></p> <p>(6) <u>国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号) 第 112 条の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等</u></p> <p>(7) <u>地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) 第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等</u></p>

	規定する <u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u>	
4-5-1 【該当し得る法令の例】	・ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項及び第 507 条	・ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項及び第 508 条第 2 項
6-1-2-2 政令第 22 条	<u>健康保険の被保険者証</u>	(削除)
6-1-2-2 【表 1】(1)ア	・ <u>運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、国民健康保険の被保険者証、後期高齢者医療保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、共済組合員証、恩給証書、</u>	・ <u>運転免許証、健康保険の資格確認書、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、国民健康保険の資格確認書、後期高齢者医療保険の資格確認書、船員保険の資格確認書、私立学校教職員共済制度の資格確認書、国家公務員共済組合の資格確認書、地方公務員共済組合の資格確認書、恩給証書、</u>
6-1-2-2 【表 1】(1)ア	② <u>被保険者証</u> については	② <u>資格確認書</u> については
6-1-2-2【表 1】注 2	【 <u>被保険者証</u> の取扱い】医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、「告知要求制限」の規定が設けられていることから、告知要求制限に抵触することのないよう、 <u>被保険者証</u> の取扱いには十分注意する	【 <u>資格確認書</u> の取扱い】医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、「告知要求制限」の規定が設けられていることから、告知要求制限に抵触することのないよう、 <u>資格確認書</u> の取扱いには十分注意する
6-1-2-2【表 1】注 3	【複数の者が記載された書類】	【複数の者が記載された書類】複

	複数の者の氏名が記載された <u>被保険者証</u> は、そこに記載された他の者によるなりすまし請求が行われることもあり得ると考えられることから、例えば、比較的年齢の近い兄弟の一方が請求している場合などのように <u>被保険者証</u> のみで本人確認をしにくい場合においては	数の者の氏名が記載された <u>資格確認書等</u> は、そこに記載された他の者によるなりすまし請求が行われることもあり得ると考えられることから、例えば、比較的年齢の近い兄弟の一方が請求している場合などのように <u>資格確認書等</u> のみで本人確認をしにくい場合においては
7-4-5 規則第 54 条	<u>健康保険の被保険者証</u>	(削除)
7-4-7(1)①	<u>「健康保険の被保険者証」</u>	(削除)
8-2 政令第 32 条	その所掌に係るものを、内閣総務官、国家安全保障局長、	その所掌に係るものを、内閣総務官、 <u>内閣感染症危機管理監</u> 、国家安全保障局長、
標準様式 2-1 4	<input type="checkbox"/> <u>健康保険被保険者証</u>	(削除)
標準様式 2-1 (説明)5(1)	<u>健康保険の被保険者証</u>	(削除)
標準様式 2-1 (説明)5(2)	<u>被保険者証</u> を複写機により複写したものを提出する場合は、	<u>資格確認書等</u> を複写機により複写したものを提出する場合は、
標準様式 2-1 (説明)5(3)	委任状その他その資格を証明する書類(ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。)を <u>提出</u> してください。	委任状その他その資格を証明する書類(ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。)を <u>提示</u> し、又は <u>提出</u> してください。
標準様式 2-1 (説明)5(3)	本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて <u>提出</u> してください。なお、委任状は、その複写物による <u>提出</u> は認められません。	本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて <u>提示</u> し、又は <u>提出</u> してください。なお、委任状は、その複写物による <u>提示</u> 又は <u>提出</u> は認められません。
標準様式 2-16 2	<input type="checkbox"/> <u>健康保険被保険者証</u>	(削除)
標準様式 2-16 (説明)6(1)	<u>健康保険の被保険者証</u>	(削除)
標準様式 2-16	<u>被保険者証</u> を複写機により複写	<u>資格確認書等</u> を複写機により複写

(説明)6(2)	したものを提出する場合は、	写したものを提出する場合は、
標準様式 2-16 (説明)6(3)	委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を <u>提出</u> してください。	委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を <u>提示</u> し、又は <u>提出</u> してください。
標準様式 2-16 (説明)6(3)	本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて <u>提出</u> してください。なお、委任状は、その複写物による <u>提出</u> は認められません。	本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて <u>提示</u> し、又は <u>提出</u> してください。なお、委任状は、その複写物による <u>提示</u> 又は <u>提出</u> は認められません。
標準様式第 2-24 2	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証	(削除)
標準様式第 2-24 (説明)6(1)	<u>健康保険の被保険者証</u>	(削除)
標準様式第 2-24 (説明)6(2)	<u>被保険者証</u> を複写機により複写したものを提出する場合は、	<u>資格確認書等</u> を複写機により複写したものを提出する場合は、
標準様式第 2-24 (説明)6(3)	委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を <u>提出</u> してください。	委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を <u>提示</u> し、又は <u>提出</u> してください。
標準様式第 2-24 (説明)6(3)	本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて <u>提出</u> してください。なお、委任状は、その複写物による <u>提出</u> は認められません。	本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて <u>提示</u> し、又は <u>提出</u> してください。なお、委任状は、その複写物による <u>提示</u> 又は <u>提出</u> は認められません。
標準様式 3-1 5(1)(注2)	<u>健康保険の被保険者証</u>	(削除)